

ご契約に関する重要事項説明書

「チケット保険」

商品正式名称: 快適生活応援保険(キャンセル費用補償特約付帯)

- ・ この「重要事項説明書」は、お申込において正しくご理解いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項を「契約概要」・「注意喚起情報」としてまとめております。
- ・ 重要な書面となりますので、必ず内容をご確認いただき、ご了解のうえお申込ください。また、お支払事由や制限事項の詳細は、約款に記載しておりますのでご確認ください。
- ※ ご家族を被保険者とする場合など、ご契約者と被保険者が異なる場合には、本内容を被保険者となる方に必ずご説明ください。
- ※ 「チケット保険」は、「快適生活応援保険普通保険約款」に「キャンセル費用補償特約」をセットした商品のペットネーム(愛称)です。

契約概要

- ・ ご契約の内容等に関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品の仕組み

- ・ この保険は、所定の者による補償対象事故を直接の原因(※1)として、契約内容確認証に記載のサービス(※2)の提供を受けられなかった場合に、被保険者(※3)または被保険者の法定相続人が日本国内にてキャンセル費用(※4)を負担したことで被った損害に対し、保険金をお支払いします。

(※1)原則として、公演日に補償対象事故が生じている場合となります。
詳細は約款をご確認ください。

(※2)チケットを購入し観劇予定の公演のことを示します。

(※3)観劇予定者全員のチケットを購入した方となります。

(※4)観劇予定者全員または一部の方が観劇できない場合で、チケット利用規約等に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。ただし、チケット等を取得するために要した

送料、手数料、その他諸費用は含みません。また、支払のための送金手数料も含まれません。

- この保険には、補償内容が異なる、**ベーシックプラン**、**家族プラン**、**グループプラン**の3種類のプランがあります。

キャンセル原因となる アクシデント		ベーシック プラン	家族プラン (ご家族看護オプ ション付きプラン)	グループ プラン (グループオプシ ョン付きプラン)
誰の	どの事由	誰のチケットが補償される？		
観劇に行く人 (チケット 利用者)	入院 通院 感染症 死亡	アクシデント 当事者のチ ケットが補 償されます	アクシデント 当事者・ <u>その 家族</u> のチケッ トが補償され ます	アクシデント 当事者以外 も含めた <u>観 劇予定者全 員</u> のチケット が補償され ます
	交通遅延等 宿泊出張 裁判員出廷 住居損壊等		アクシデント 当事者のチケ ットが補償さ れます	
観劇に行かない けど <u>行く人の家族に あたる人</u> (チケット利用者 の家族)	入院 通院 感染症 死亡	補償対象外	<u>アクシデント 当事者の家族</u> のチケットが 補償されます	補償対象外

※この表は、キャンセル原因と補償範囲の概略をプラン別に説明するためのものです。詳細は「2. 補償内容」ならびに約款をご確認ください。

補償対象事故 (補償事由)		ベーシック プラン	家族プラン (ご家族看護オプション付きプラン)	グループプラン (グループオプション付きプラン)
		○印の補償対象事故に 該当した方のキャンセル チケット代のみを補償	○印、☆印の補償対象事故 に該当した方のキャンセル チケット代のみを補償	○印の補償対象事故に該 当したら、 <u>全員のキャンセル チケット代</u> を補償
入院・通院		○	○	○
家族の入院・通院		—	☆ (オプション付き)	—
感染症 (コロナ・インフル等)		○	○	○
家族の感染症 (コロナ・インフル等)		—	☆ (オプション付き)	—
交通機関の遅延・ 運休等		○	○	○
宿泊出張(国内外)		○	○	○
裁判員出廷		○	○	○
住居損壊・火災等		○	○	○
死亡		○	○	○
家族の死亡		—	☆ (オプション付き)	—
同行者事由 (同行者が上記に該当)		—	—	○ (オプション付き)

※この表は、チケット代が補償される原因事故の概略をプラン別に説明するためのものです。詳細は「2. 補償内容」ならびに約款をご確認ください。

ベーシックプラン

- サービス利用者(※1)が、上記表の○印の付いた補償対象事故のいずれかに該当した場合(事故の当事者となった場合)、その者(※2)についてのキャンセル費用を補償します。

(※1)観劇される方(複数名いる場合はいずれかの方)のことを示します。

(※2)事故の当事者となっていないサービス利用者についてのキャンセル費用は補償されません。

家族プラン

- ・ ベーシックプランの補償内容に加えて、サービス利用者(※1)の家族(※2)が、上記表の☆印の付いた補償対象事故(家族の入院・通院、家族の感染症、家族の死亡)のいずれかに該当し(事故の当事者となった場合)、その家族の看護や介護等が必要となった者(※3)についてのキャンセル費用を補償します。

(※1)観劇される方(複数名いる場合はいずれかの方)のことを示します。

(※2)サービス利用者と同居する配偶者(注)、またはサービス利用者と同居する2親等以内の親族をいいます。

(注)配偶者

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(※3)事故の当事者の家族ではないサービス利用者についてのキャンセル費用は補償されません。

グループプラン

- ・ サービス利用者が複数いる場合においてのみ加入可能なプランで、サービス利用者のいずれかの者が、上記表の○印の付いた補償対象事故のいずれかに該当した場合(事故の当事者となった場合)、すべての者(※1)についてのキャンセル費用を補償します。

(※1)事故の当事者となっていないサービス利用者についてのキャンセル費用も補償されます(上記表の「同行者事由」となります)。

次のページ **2.補償の内容**に続きます▶

2.補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合(補償対象事故(補償事由))】

保険金をお支払いする主な場合(補償対象事故(補償事由))は次のとおりです。

通院	医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所(注)以外の施設を含みます。)での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(注)において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。 美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、介護を主たる目的とする通院などは該当しません。 (注)病院または診療所 次に該当するものとします。 医療法に定める日本国内にある病院または診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
入院	医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所(注)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(注)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。 (注)病院または診療所 通院の(注)と同じです。

感染症 (コロナ・インフル等) = 指定感染症等の罹患	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日を含む5日前からサービス開始日までの間に罹患したと医師に診断された場合に限ります。
交通機関の遅延・運休等	乗客として搭乗・乗車等しているまたは搭乗・乗車等予定の交通機関(注)のうち、運行時刻が定められているものに運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合をいいます。 (注)交通機関 航空機、船舶、鉄道車両、バス等をいいます(タクシー、自家用車は含まれません。)
宿泊出張(国内外) = 宿泊を伴う出張	勤務先の出張命令に従い、宿泊を伴う業務出張をした場合をいいます。
裁判員出廷 = 裁判員としての出廷	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。
住居損壊・火災等	常時居住している家屋が、火災、落雷、破裂もしくは爆発(注1)、風災(注2)、雹(ひょう)災もしくは雪災(注

= 災害による 家屋損壊等	3)、水災(注4)、または地震、噴火もしくはこれらによる津波により損害を受けた場合をいいます。ただし、サービスのキャンセルに影響しない程度の軽微な損壊(軽微な傷、へこみなど)は該当しません。 (注1)破裂もしくは爆発 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。 (注2)風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注3)雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注4)水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5)土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
死亡	

【保険金をお支払いしない主な場合】

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人、サービス利用者、または家族(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発

性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害

- (6) 詐欺または横領によって生じた損害
- (7) 被保険者またはサービス利用者が、補償対象となるサービスの提供業者等が予め定める基準等を満たしておらず、サービスが利用できなかった場合
- (8) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の犯罪行為
- (9) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の精神障害の状態を原因とする事故
- (10) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の泥酔の状態を原因とする事故
- (11) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (12) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相応する運転をしている間に生じた事故
- (13) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の薬物依存(注2)
- (14) 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛で、いずれも医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- (15) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故
- (16) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上バイクを含みます。)ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競走、興行(いずれもそのための練習を含みます。)をしている間に生じた事故

(注1)家族

補償対象事故の対象者となった家族に限ります。

(注2)薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号 F11. 2、F12. 2、F13. 2、F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、ア

ヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- ※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険金額の減額を行うことがあります。

3.主な特約と概要

- ・ 販売取扱い条件によっては、特約が付加される場合があります。
詳細は約款をご確認ください。

4.保険期間

- ・ 最長 1 年となり、ご契約の保険期間は契約内容確認証に記載されます。
- ・ 保険期間が満了する場合、更新により継続してご加入いただくことはできません。

5.引受条件(保険金額など)

- ・ 当社の指定する興行主等が直接販売するチケット(一部対象外となる公演もあります。)のみお申込可能となります。
- ・ チケット購入日を含めて7日以内の期間のお申込に限ります。
- ・ 公演日からその日を含めて遡って8日以上150日以内の期間のお申込に限ります。
- ・ サービス利用者には必ず被保険者を含み、合計で最大9名までに限ります。
- ・ チケット購入単位(すべてのサービス利用者分のチケット)でのお申込となり、サービス利用者の一部の方のチケットだけを補償対象とするお申込はできません。
- ・ 同一日時公演に重複してお申込はできません。
- ・ 各プラン共通、保険金額は以下のとおりです。
200,000 円

(1事故あたりの保険金限度額、ならびに保険期間中にお支払いする保険金の通算限度額)

- ・ チケット購入単位の合計チケット金額が100円以上200,000円までの場合にお申込が可能となります。
- ※ 想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

6. 保険料

ベーシックプラン

保険料(一括払い) チケット代金 × 5%

家族プラン

保険料(一括払い) チケット代金 × 10%

グループプラン

保険料(一括払い) チケット代金 × サービス利用者人数 × 5%

- ※ 保険料(具体的金額)については、お申込画面でご確認ください。
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険料の増額を行うことがあります。

7. 保険料払込みに関する事項 払込方法 払込期間

- ・ 保険料は、当社の指定するクレジットカードによる一括払いとなり、お申込時にお払込みいただきます。

8. 契約者配当金

- ・ この保険には、契約者配当金はありません。

9. 解約と返戻金

- ・ ご契約を解約される場合は、マイページ上でお手続きが必要です。解約日は解約手続きが完了した日となります。
- ・ ご契約を解約した場合は、下表により保険料を返還します。

解約日	返戻金額
公演日からその日を含めて遡って8日以前	保険料全額
公演日からその日を含めて遡って7日以内	0円

10. 失効と返戻金

- ・ 以下の場合、マイページでお手続きをいただいた日(注)に、ご契約は失効となり、保険料全額を返還します。
 - ① 興行主等の事情により、公演が中止となった場合
 - ② 興行主等の事情により、公演の日程が変更となった場合
 - ③ 興行主等が承諾する方法(いわゆる公式リセール)で、チケットの全部または一部を第三者に譲渡した場合

(注)保険期間終了後にお手続きされた場合も保険期間中にお手続きされたものとして、保険料全額を返金します。

11. 保険金の請求

- ・ 興行主等からのチケット購入完了メール、未使用のチケット原本(紙チケットの場合)などは、保険金請求手続き完了まで大切に保管してください。
- ・ 保険金の請求は、キャンセル費用発生から30日以内にお手続きいただくようお願いしております。

次のページ **注意喚起情報** に続きます▶

注意喚起情報

- ・ ご契約に関して、特にご注意いただきたい事項、お客様にとって不利益となる事項等を記載しています。

1. クーリングオフ

- ・ この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリングオフの対象外です。
ただし、責任開始前であれば、申込のキャンセルは可能です。その場合保険料を返金します。

2. 告知義務

- ・ ご加入時の状況について、ありのままを告知ください。
- ・ 当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は、「告知義務違反」として、保険金を支払わない、または保険契約を解除することがあります。

3. サービス利用者の変更

- ・ サービス利用者が変更となる場合は、保険契約者は、公演日からその日を含めて遡って8日以上前までに、その旨を当社に通知しなければなりません。通知がない場合、変更となるサービス利用者には保険金は支払われません。

4. 責任開始日

- ・ 「申込」、「告知」、「1回目の保険料のクレジットカード決済」がそろった日の翌日の午前0時から責任(補償)を開始します。

5. 保険金を支払わない主な場合

- ・ 契約概要「2.補償の内容【保険金をお支払いしない主な場合】」をご確認

ください。

- ※ 詳細は約款をご確認ください。
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険金額の減額を行うことがあります。

6.保険料の払込猶予期間

- ・ お申込時一括払いのため、猶予期間はありません。
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険期間残余分の保険料の増額を行うことがあります。

7.保険契約者保護機構の措置等

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法270条の3第2項第1号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

8.指定 ADR 機関

- ・ 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定ADR機関(保険業法第2条第28項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話番号:0120-82-1144(フリーダイヤル)

FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

9. 支払時情報交換制度

- ・ 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- ・ 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

「日本少額短期保険協会のホームページ」
<https://www.shougakutanki.jp/>

10. 補償の重複に関するご注意

- ・ 被保険者(補償を受けられる方)が、補償内容が同様の保険契約(※)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。
- (※)当社以外の保険契約を含みます。

11. その他ご契約時の注意事項

「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
 - ① 保険期間は1年まで(損害保険の場合は2年)。
 - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円まで。
 - ③ 1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
 - ④ 1契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②・③のそれぞれの限度額の100倍までとなります。

「お問合せ先」

- ・ 保険金の支払可能性があると思われる場合など、お手続きやご契約に関しご不明な点がございましたら、マイページにございます「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
- ※ 保険金請求および解約はマイページからお手続きいただけます。
- ※ マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認ください。

ニッセイプラス少額短期保険株式会社
NP2025-099 10月24日